

岩手県における今後の特別支援教育の在り方

- 「共に学び，共に育つ教育」の推進をめざして -

最終報告

平成20年10月

はじめに

現在、特別支援教育をはじめとして、教育全体が大きな変革の時期を迎えています。

本協議会が、本報告書の検討を行ったこの1年間に、授業時数の増加や小学校高学年での外国語の活動の導入などが盛り込まれた新学習指導要領の告示、教員免許更新制度の創設など、教育制度の根幹にかかわるような大きな改革が行われました。特別支援教育においても、特殊教育から制度の転換が図られた平成19年度から1年が過ぎ、改めて、現状と課題を整理し、今後の在るべき姿を検討する必要性が一層、高まっていると思われます。

こうした時期において、私ども「岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」が、岩手県教育委員会から「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」を検討するよう委嘱され、まとめたものが本報告書です。

本報告書をまとめるにあたっては、1年以上にわたって、各種会議における議論及び調査を行って参りました。また、平成20年3月に公表した中間報告については、7会場での説明会に400名を超える参加者があり、当日の発言の他にメール等を含め約200件に及ぶ意見、要望等をいただくことができました。

これらの取組を通じて、障がいのある子どもたちにかかわる教育に対する期待の大きさと重要性を改めて感じた次第です。今後の本県特別支援教育の推進と充実を考えた際、このような多くの方々と本県特別支援教育の今後の在り方を共に考え、意見交流ができたことは、何よりもかけがえのない取組であったと考えます。立場や意見の違いはそれぞれであっても、障がい等によって特別な支援を必要とする子どもたちへより良い教育を提供したいという願いと思いは誰もが共通するものであり、関係者が力をあわせていくことの重要性を改めて認識した取組となりました。

本報告書には、こうした多くの関係者の声と願いが込められています。県教育委員会におかれましては、本報告書に盛り込まれた理念と内容を十分に汲み取り、今後の行政施策に生かし特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を一層充実することを強く期待します。

平成20年10月

岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会
会長 加藤 義男（岩手大学教育学部 教授）

【目次】

はじめに

第1章 特別支援教育の現状と課題	1
1 世界及び我が国における特別支援教育をめぐる動向	1
2 本県における特別支援教育の現状と課題	4
第2章 本県における今後の特別支援教育について	9
1 本県特別支援教育が目指すべき方向性	9
2 目標実現に向けた三つの柱	9
3 施策推進のための二つの視点	10
第3章 「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けた具体的な提言	12
1 「就学指導」から「就学支援」への転換	12
2 認定就学者制度活用の促進	12
3 特別支援学校分教室の設置促進	13
4 特別支援学級，通級指導教室の機能充実	13
5 新たな教育理念に基づく人材育成	14
6 社会全体への啓発活動の推進	15
第4章 すべての学校の特別支援教育体制充実に向けた具体的な提言	16
1 幼稚園等における特別支援教育の推進	16
2 小・中学校における特別支援教育の推進	17
3 高等学校における特別支援教育の推進	18
4 特別支援学校における特別支援教育の推進	19
5 各校種に共通する取組	20
第5章 関係機関が連携した継続的支援体制の確立に向けた具体的な提言	22
1 各校種が連携した支援体制の構築	22
2 福祉，医療，労働関係機関との連携強化	22
おわりに	25
(資料編)	

第1章 特別支援教育の現状と課題

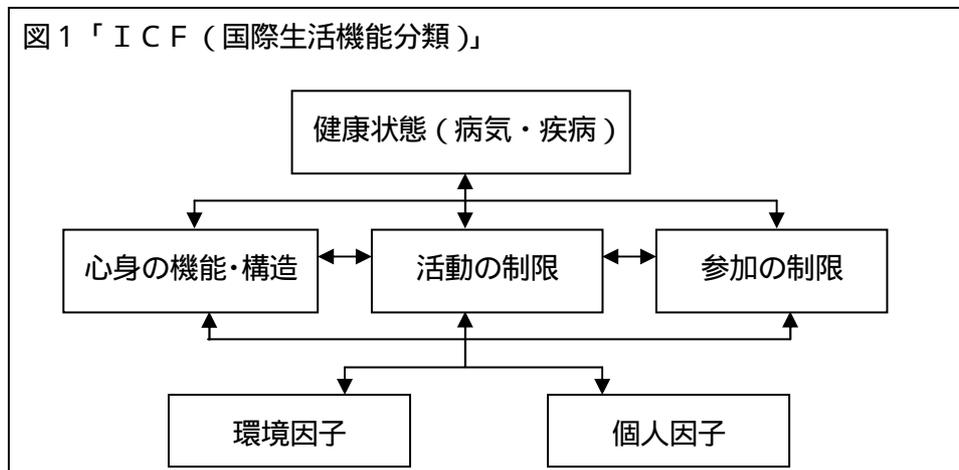
1 世界及び我が国における特別支援教育をめぐる動向

(1) 「共に学び、共に育つ教育」(インクルーシブな教育)への動向

ア 障がい観の見直しと特別支援教育

平成13年(2001年),世界保健機関(WHO)は,従来の障がい観(障がいがあることによって,さまざまな不利が生じるという考え方)の見直しを行い,「ICF

図1 「ICF(国際生活機能分類)」



(International Classification of Functioning, Disability and Health: 国際生活機能分類)」(図1参照)の採択を行いました。

これは,従来の「障がい=できない」という固定的な捉えから,障がいがあってもさまざまな支援等によって生活上の困難や制限を解消できるという捉えに転換するものであり,こうした考え方は障がいのある方々のみならず,すべての人々の保健・医療・福祉・教育サービスや社会システムの在り方を考える際のベースとなっています。

この理念は,特別支援教育にも共通したものです。これまでの「特殊教育」が障がいの克服・改善を基本としてきたことに対して,「特別支援教育」は必要な支援を適切に提供することを基本としており,障がいの有無,軽重にかかわらず,すべての子どもたちに必要な取組であるという理念のもとに,これまで支援の対象とされてこなかった発達障がいを含めた一人一人の教育的ニーズに応える教育の推進が求められています。

今後,本県においても,こうした理念のもと,特別支援教育を推進していくことが求められます。

イ 「障害者の権利条約」と「共に学び、共に育つ教育」(インクルーシブな教育)への志向

国連は,平成18年(2006年)12月「障害者の権利条約」を全会一致で採択しました。

この条約は「個人の尊厳等の尊重」,「差別されないこと」,「社会への参加」等を一般原則として規定し,障がい者に保障されるべき人権及び基本的自由について定めたものです。教育についても,障がいの有無にかかわらず,可能な限り「共に学ぶ,共に育つ教育」,いわゆるインクルーシブな教育を基本としています。

我が国では,平成19年9月に同条約への署名を行い,今後の批准に向け,現在,国内法の整備

等に関する検討が行われています。

また、文部科学省による「特別支援教育の推進について」(初等中等教育局長通知 - 平成19年4月1日付19文科初125号)においては、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と記載されています。このように、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが「共に学び、共に育つ教育」、いわゆるインクルーシブな教育は、国際的な潮流となっており、我が国においても、今後、ますます推進されることが予想されます。

従来、我が国においても障がいのある子どもと障がいのない子どもの「交流及び共同学習」や特別支援学校における「居住地交流」などが行われてきました。今後は、一過性の取組にとどまらず、日常的・継続的に、身近な学校の中で「共に学び、共に育つ教育」が行われるよう、具体的な取組の推進が必要です。

(2) 他県等における特別支援教育をめぐる動向

ア 「共に学び、共に育つ教育」を志向した取組

「共に学び、共に育つ教育」を推進する都道府県及び市町村等の自治体は、ここ数年、増加の傾向にあります(次頁参照)。

これらの先進地区で行われている取組の中には、本県でもすでに実施している「特別支援教育かがやきプラン推進事業」(特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常の学級等へ支援員を配置する事業)や小学校内への特別支援学校分教室の設置などと趣旨を同じくする取組も見られます。

今後は、これらの個々の事業を「共に学び、共に育つ教育」の理念の中で、総合的な施策として推進することが求められます。

イ 特別支援教育体制整備にかかわる取組

平成19年4月から改正された学校教育法(以下、「改正学校教育法」)が施行されたことを受けて、各自治体の現状やニーズに応じた今後の特別支援教育体制整備等の方向性について検討する自治体が増えています。(次頁参照)。このような、新たな特別支援教育の方向性を検討する取組は、今後、さらに多くの自治体で行われると予想されます。

本県においても、平成15年に「岩手県特別支援教育推進プラン」(32頁資料4参照)を策定し、平成17年度までの3年間、多くの諸事業が実施され、特別支援教育の推進に大きな役割を果たしました。このプランによって行われた事業が、現在においても、恒常的な取組として実施されているものも多く、現在の本県特別支援教育の基盤を作った取組となりました。

今後は、現在抱えている課題やニーズを今一度明らかにし、新たな特別支援教育の時代にふさわしい、本県の特別支援教育推進のビジョンを示したプランを策定することが求められています。

【「共に学び，共に育つ教育」を推進している主な自治体】

自治体名	取組内容
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から「共に学ぶ教育」を推進するために「学習システム整備モデル事業」、「居住地校学習推進事業」を実施。 障がいのある児童生徒が在籍する通常の学級へ教員等を配置する「学習システム整備モデル事業」や特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ機会を設定する「居住地校学習推進事業」を展開。
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から「ノーマライゼーションの理念に基づく教育推進」に着手。 特別支援学校の児童生徒が地域の小・中学校に学籍をもつ「支援籍制度」の導入や、よりきめ細かな支援を図るため「就学指導委員会から就学支援委員会への転換」等の事業を展開。
埼玉県 東松山市	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次市民福祉プラン」(平成19年3月)の中で、幼稚園、小・中学校において「共に学び，共に育つ教育」を原則指針と明記。 市就学支援委員会を廃止し，相談体制の整備や補助教員等の配置などを行う。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年「静岡県における今後の特別支援教育の在り方について - 共生・共育を目指して - 」最終報告において、「共生・共育の推進」を視点を掲げる。 平成11年度より特別支援学校分校を小学校，高等学校内に併置するとともに，平成15年度より「共生・共育推進事業」を実施。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から，知的障がいのある生徒の後期中等教育の在り方を明らかにするために，高等学校において，知的障がいの生徒の受け入れを行う調査研究を府立高等学校5校において開始。 受け入れ体制を整備するために，非常勤講師等の配置，設備面の整備等を行う。 (大阪市教育委員会においても，平成14年度から同様の取組を実施)

【特別支援教育体制整備等の方向性について検討する主な自治体（平成19年以降）】

自治体名	取組内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月「特別支援教育に関する基本方針」を公表。 平成20年～24年までに重点的に取り組む項目（「就学前から卒業後までの一貫した特別支援教育の推進」等）を明記。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月「千葉県特別支援教育推進基本計画」を公表。 乳幼児期から卒業後までのライフステージに応じた支援を行うため，六つのライフステージ毎の支援体制作り計画を明記。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月「大分県特別支援教育推進計画」を公表。 特別支援学校の再編及び各校種の特別支援教育充実方策を明記。
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月「佐賀県における特別支援教育の在り方」を公表。 各校種における特別支援教育推進のポイントや発達障がいのある幼児児童生徒への支援の在り方などを明記。

2 本県における特別支援教育の現状と課題

(1) 就学をめぐる現状と課題

ア 就学指導にかかわる問題

平成19年度、県内の小・中学校には、市町村就学指導委員会において、「特別支援学校に就学することが望ましい」と判断された児童生徒の内、18名が通常の学級に、109名が特別支援学級に在籍し、この中の3名が認定就学者¹となっています。(33頁資料5)

これは、認定就学とならなくても、さまざまな事情や考えから、地域の小・中学校で学ばせたいと考える保護者が増加していることを示しています。

一方、近年では、就学指導委員会の取組に対して「障がいの程度や諸検査等の結果に偏重し、画一的な就学先の決定になっているのではないか」、「就学先を決めるだけで、その後の支援について十分な取組が行われていないのではないか」といった、就学指導の進め方や在り方について改善を求める声も聞かれるようになっていきます。

改正学校教育法施行令では、障がいのある子どもの就学先を決める際には、保護者からの意見聴取が義務付けられました。これまでも、就学指導においては、保護者との教育相談等を通じて、要望や意見を聴取していますが、今回の改正では、保護者とともにより良い就学、より良い教育を考えていくことの重要性が示されています。

こうした観点を踏まえ、今後の就学指導のあるべき姿を検討していく必要があります。

イ 中学校卒業後の進学先の問題

小・中学校における障がいへの気付きや校内支援体制の整備が進む中、近年では、LDやADHDなどの発達障がいのある生徒の中学校卒業後の進路が大きな課題となっています。

知的発達に遅れがない発達障がいの生徒の場合、原則として特別支援学校の対象にはならない一方で、高等学校への進学が難しいケースも見られます。また、高等学校に進学したものの、学習や生活面で適応が難しいケースも見られるようになってきました。

今後は、こうした発達障がいの生徒の後期中等教育について、どのように対応していくか、早急な検討と取組が求められています。

(2) 各校種における特別支援教育の現状と課題

ア 幼稚園等における特別支援教育の現状と課題

平成19年の調査によると、県内の公立及び私立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児

¹ 認定就学者制度

特別支援学校の就学基準に該当する障がいがある場合であっても、障がいに対応した学校の施設や設備が整備されていること、指導面で専門性の高い教員が配置されていること、教育課程の履修が可能なこと等、就学のための環境が適切に整備されている場合には「認定就学者」として小学校又は中学校に就学させることができる制度。

は、全在籍幼児数の約3.0%、405名となっています(30頁資料2)。同時に、平成18年度に障がい児の保育を行っている県内公立及び私立保育所に在籍している障がいのある幼児は、重度・軽度を合わせて300名となっています。(31頁資料3)

また、幼児期においては、さまざまな問題行動や生活上の課題が、成長の個人差に起因するものか障がいに起因するものか見極めをすることが難しいとの指摘がされています。こうしたことから、特別な支援を必要とする幼児への対応は、担当者だけに任せるのではなく、全職員が組織的に行う必要があります。

一方で、こうした幼児への支援体制は、「特別支援教育校内委員会の設置:約30%」、「特別支援教育コーディネーターの指名:約35%」、「個別の指導計画の作成:約20%」(公立幼稚園集計結果:34頁資料6)となっており、十分な支援体制が構築されているとは言えない状況となっています。

この背景には、幼児期における特別な支援を必要とする子どもへの対応に関するノウハウの蓄積が十分はないことが考えられます。

また、小・中学校に比べると、職員に対する特別支援教育にかかわる研修の機会が少ないことや外部の研修を受講しにくい状況も見られます。

イ 小・中学校における特別支援教育の現状と課題

(ア) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応の状況

小・中学校の通常の学級においては、特別な支援を必要とする児童生徒が約4.5%の割合で在籍していることが明らかとなっています(35頁資料7)。これは、県内全体では、約5,000名の児童生徒数に相当し、どの学校にも支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性が高いことを示唆するものです。

一方で、こうした児童生徒への支援体制は、「特別支援教育校内委員会の設置」及び「特別支援教育コーディネーターの指名」が、小・中学校ともに、ほぼすべての学校で完了しているものの、「個別の指導計画の作成」は、小学校の約40%、中学校の約30%となっています。(34頁資料6)

今後は、これまでに築き上げてきた支援体制を具体的な支援に結び付け、支援内容や支援方法の充実を図っていくことが求められます。

(イ) 特別支援学級、通級指導教室にかかわる状況

本県小・中学校における特別支援学級は、年々、在籍者数が増加傾向にあります(36頁資料8)。

一方で、小規模な学校が多い本県では特別支援学級が設置されている学校の割合が4割程度にとどまるとともに在籍者が一人という特別支援学級の割合が約3割近くあるなど、設置数及び在籍児童生徒数が少ないといった特徴が見られます(36頁資料9)。

また、通級指導教室は、国からの加配教員によって設置されることもあり、全体の児童生徒数が減少傾向にある近年は、教室設置数・通級者数ともに減少傾向にあります。全国に比べて、

設置数は多い状況です。(36頁資料10)。こうした中、平成18年4月から、LD、ADHDが通級による指導の対象となったことを受けて、平成19年度には、87教室中、16教室において複数の障がいへの対応が行われているなど、対象児童生徒の障がいの多様化が進んでいます。

一方、国においては、現在、特別支援学級と通級指導教室の両者の機能を合わせ持った「特別支援教室(仮称)」²の在り方を実践的に研究するため、研究開発学校の指定とともに既存の学級や教室の弾力的な運用を推進しています。

県土が広く特別支援教育の専門的な人材や関係機関を利用する機会が限られがちな本県においては、特別支援学級や通級指導教室には、今後、自校のみならず地域の特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されています。

ウ 高等学校における特別支援教育の現状と課題

障がい等により特別な支援を必要とする生徒は、県立高等学校全生徒数の約1.2%、約400名となっています(30頁資料2)。

こうした生徒への支援体制は「特別支援教育校内委員会の設置:約70%」、「特別支援教育コーディネーターの指名:約85%」と、学校全体として支援を行うための体制が整備されてきましたが、「個別の指導計画の作成」は1割に満たない状況です(34頁資料6)。この背景には、高等学校段階における発達障がい等の理解がまだ不十分であるとともに、具体的な指導内容、指導方法を模索している状況であることが考えられます。そこで、高等学校教員の障がいについての理解を深め、具体的な支援に結び付けていくための研修機会の充実させていくことが課題となっています。

また、近年、不登校生徒や就職をしない、いわゆる「ニート」と呼ばれる人々の中にも、発達障がいと思われるケースが多く報告³されており、高等学校における特別支援教育を充実させていくことは、喫緊の課題となっています。

エ 特別支援学校における特別支援教育の現状と課題

(ア) 複数の障がい種に対応するための取組の状況

改正学校教育法により、従来の盲・聾・養護学校は、特別支援学校となり、設置者の判断によって、複数の障がい種に対応できることとなりました。本県においては、平成20年度から、知的障がいと肢体不自由を中心とした複数障がいに対応する特別支援学校が設置されています。特に、県

²特別支援教室(仮称)

平成17年12月中央教育審議会から出された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において提唱された制度。原則として通常の学級に在籍しながら、適切な指導及び必要な支援を特別の場で必要な時数受けることができるシステム。

³報告

不登校と発達障がいの関係については「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」(不登校問題に関する調査研究協力者会議:平成15年3月)、ニートと発達障がいの関係については、「ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」(財団法人社会経済生産性本部:平成19年3月)等で報告されている。

立一関清明支援学校は、旧一関養護学校(病弱)と旧一関聾学校を統合し、聴覚、知的、病虚弱、肢体不自由に対応する新たな学校として開校しました。こうした複数障がい種に対応する特別支援学校を設置することは、さまざまな障がいのある児童生徒ができるだけ身近な地域の学校で教育を受けることを可能とする意義のある取組とすることができます。

このことから、今後、特別支援学校には、複数の障がい種に対応する総合的な指導力の向上が求められます。

(1) 地域における特別支援教育センターとしての対応の状況

改正学校教育法では、特別支援学校が、小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言、援助に努める旨が規定されました。

本県においては、平成15年に策定された「岩手県特別支援教育推進プラン」を契機に、特別支援学校が小・中学校等に出向いて教育相談や研修等の支援を行う事業が始まり、平成18年度では、全県立特別支援学校において、約3,000件の対応が行われています。

今後は、幼稚園や高等学校等における支援のニーズが増大することや保健、福祉等の関係機関との連携の必要性が高まることを想定し、地域における特別支援教育センターとしての在り方について、一層、検討していく必要があります。

(3) 関係機関との連携にかかわる現状と課題

ア 各校種毎の連携にかかわる現状と課題

改正学校教育法では、幼稚園、高等学校を含むすべての学校において、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記されました。このことは、幼児期から青年期までの継続性のある支援が必要であることを示しています。

また、平成14年、政府が策定した障害者基本計画では、障がいのある人々の個別の支援計画を作成することが示され、生涯にわたる継続的な支援を行うための取組が始まっています。一方、小・中学校等の学校では、個別の指導計画の作成が始められているものの、進学等によって校種が変わった際に、それまで在籍していた学校での指導内容や指導方法等が、十分に引き継がれているとは言えない状況が見られます。

今後は、各校種毎の連携を進め、継続的・系統的に支援が行われるシステムの構築と、その前提となる当事者の合意のための仕組み作りを進めていく必要があります。

イ 福祉、医療、労働関係機関との連携にかかわる現状と課題

特別支援教育においては、障がいの内容や特性等から、福祉、医療とのかかわりが極めて重要です。また、就労にかかわっては、労働に関係する諸機関との連携が求められます。

現在、特別支援学校においては、こうした諸機関と連携するネットワークが作られていますが、小、中、高等学校においては関係機関との連携が図りにくい現状があります。

現在、障がい保健福祉圏域⁴毎に、障がいのある方々の支援の中心機関として自立支援協議会⁵が設立され、幼児児童生徒にかかわっても支援が始まりつつあります。今後は、この協議会を中心に関係機関との連携を図るなどの取組が有効であると考えられることから、各学校がこの協議会と連携しやすい状況作りが必要です。また、連携の際には、障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」において策定率の目標が設定された「個別の教育支援計画」⁶が重要なツールとなることから、各学校において、必要に応じて策定されることが求められます。

また、平成18年度の特別支援学校高等部卒業生の進路状況を見ると、就職の割合は約20%にとどまり、極めて低い水準となっています。この要因として、特別支援学校と企業等との接点が少なく、特別支援学校の教育内容について、企業・事業主に十分な理解が得られていないことが考えられます。あわせて、公的機関における就労体験等の機会も十分とは言えない状況です。

今後は、こうした就労に関する課題の改善のためにも、地域における学校と就労支援関係機関等との連携を一層深める必要があります。

⁴障がい保健福祉圏域

地域の実情に応じて、各種の障がい保健福祉サービスを適切に提供する体制作りを図るために設定した地域単位。本県では、盛岡、岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸の9圏域に設定

⁵自立支援協議会

市町村が設置する地域自立支援協議会は、地域における障がいある方々への相談や支援にかかわる協議、調整を行う中核としての役割を果たす。

⁶個別の教育支援計画

「個別の指導計画」が、学校での一人一人の子どもの実態に応じて適切な指導を行うために指導目標・内容・方法等によって構成される計画であるのに対して、「個別の教育支援計画」は、一人一人の生涯にわたる支援を各関係機関が連携して効果的に実施するための計画を指す。作成にあたっては、保護者をはじめ、教育、福祉、医療・保健、労働等の関係者が連携協力して、乳幼児期から成人期までを通して作成される。政府が策定した「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月)においては、小・中学校の策定率を平成24年までに50%にすることが盛り込まれている。

第2章 本県における今後の特別支援教育について

1 本県特別支援教育が目指すべき方向性

今後、本県の特別支援教育は、次のような姿を目指す必要があります。

身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じる教育
障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
幼児期からの継続的・系統的な教育

これらの教育が具現化できたとき、すべての子どもたちが自らの存在を肯定的に捉え、意欲的に日々の学習、生活に取り組むとともに、他者との違いを認め合い、互いに尊重し合う人間に育ち合うことができると考えます。このことは、これからの我が国及び本県が目指す、さまざまな立場や違いを認めながら、互いに助け合い共に生きていく、共生社会の実現に結びつくことにつながります。本県の特別支援教育が目指す方向性は、この意味において全ての教育にもかかわり、本県の社会を築く基礎となる重要な取組であることを認識し推進する必要があります。

2 目標実現に向けた三つの柱

(1) 「共に学び、共に育つ教育」の推進

「共に学び、共に育つ教育」を推進することは、共生社会の実現のため、すべての子どもたちに障がいやさまざまな違いを受け入れ、同じ仲間としての意識を育てるために必要な教育であるという認識をすべての教員、すべての県民が共有する必要があります。また、障がいのある子どもでも一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の学校での教育が可能となるような取組を進める必要があります。

平成19年10月に県教育委員会の行った意識調査(以下「意識調査」と省略)では「共に学び、共に育つ教育」の推進については、おおかたの理解が得られている一方で「教育の質や内容の保障への懸念」、「体制が整っていない状況で進めることへの危惧」等が示されており、こうした懸念や危惧を払拭できるような着実な取組が求められています。(27頁資料1)。

その具体的な方策としては、以下のような取組が求められます。

就学についての意識転換(就学指導から就学支援への転換、認定就学者制度の活用など)

既存の学校、学級等の活用(特別支援学校分教室の設置、特別支援学級や通級指導教室の機能充実など)

新たな理念に基づく人材育成(計画的な人材育成、研修の充実、人事交流など)

「共に学び、共に育つ教育」に向けた県民意識の醸成(社会全体に向けた啓発活動など)

(2) すべての学校における特別支援教育体制の確立と充実

今後、本県における特別支援教育を充実させるためには、すべての学校における特別支援教育体制を確立させ、全校体制で推進することが必要です。

「意識調査」においても、すべての校種において「教職員、支援員等の増員及び配置」が、今後最

も必要な取組とされるなど校内の体制整備とともに、校内体制を支えるための外部からの支援も求められています。(27頁資料1)

その具体的な方策として、以下の取組が考えられます。

校内支援体制の整備(特別支援教育支援員の配置促進と資質向上、校種を越えた継続的・系統的支援など)

相談支援体制の整備(巡回相談体制の整備、専門家の派遣システムの構築など)

教職員研修の充実(すべての教員を対象とした研修の実施、担当者の専門性の向上など)

(3) 関係機関が連携した支援体制の確立

先に掲げた「幼児期からの継続的・系統的な教育」を実現するためには、幼稚園から高等学校までの各学校間の連携を密にするとともに、福祉、医療、労働の各関係機関との連携を図りながら、より良い支援が継続できるシステムを構築することが必要です。

その具体的な方策として、以下の取組が求められます。

学校と関係機関との連携(地域での「支援会議」の開催、就労支援体制の強化、「個別の教育支援計画」の作成など)

校種間の連携(個別の指導計画等の引き継ぎと情報の共有化など)

3 施策推進のための二つの視点

今後の特別支援教育の施策の推進にあたっては「既存の制度やシステムを活用した取組」と「新たなシステム構築を目指した取組」の二つの視点を組み合わせながら、具体的な方策を検討し実現する必要があります。

特に、本報告書をもとに、実行計画(プラン)を策定するにあたっては、プラン実施期間に実現可能な取組と、その期間には実現ができなくとも継続的に検討を行う取組とを見定めながら、着実な推進を図ることが必要です。

(1) 既存の制度やシステムを活用した取組

既存の制度やシステムを活用した取組として、次のような内容が考えられます。

- ・「就学指導」から「就学支援」への転換(就学指導委員会の在り方の見直し)
- ・特別支援教育にかかわる非常勤職員の配置を含む人的配置の拡充
- ・特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の弾力的な運用
- ・すべての教員に対する特別支援教育の研修推進
- ・地域内における関係機関とのネットワークの充実

(2) 新たなシステムの構築を目指した取組

新たなシステムの構築を目指した取組として、次のような内容が考えられます。

- ・「共に学び、共に育つ教育」を前提とした就学システムと学校支援システムの構築
- ・「特別支援教室(仮称)」を意識した特別支援学級、通級指導教室の効果的運用
- ・高等学校における「特別支援教室(仮称)」や新しいタイプの学校の検討
- ・地域における階層的、横断的支援システム⁷の構築

⁷階層的、横断的支援システム

地域における相談を身近な機関から広域で対応する機関まで、組織的に連携を図るための体制。具体的には、学校での相談を、近隣の特別支援学級等の担当者が対応し、そこで解決が図れない場合には、地域の特別支援学校や福祉相談機関が対応するなど、各相談者(機関)が役割を分担しながらも連携し対応していくことを想定している。

第3章 「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けた具体的な提言

「就学指導」から「就学支援」への転換を図る必要があります。

認定就学者制度の活用を促進するための人員配置と事例の普及が望まれます。

特別支援学校の分教室の設置促進が望まれます。

特別支援学級及び通級指導教室の機能充実と発達障がいへの対応の拡大及びそのための担当教員の専門性向上が必要です。

校種に縛られない教員採用や特別支援学校と小・中・高等学校との人事交流など、新たな教育理念に基づく人材育成の検討が必要です。

「共に学び、共に育つ教育」の推進のために社会全体への啓発が必要です。

1 「就学指導」から「就学支援」への転換

これまで市町村就学指導委員会で行われてきた、障がいの程度によって就学先を決定する「就学指導」をより良い教育支援の在り方を検討し、その結果から就学先を決定する「就学支援」に転換していく必要があります。

従来の「就学指導」においては、就学先が決定すれば、その後の支援内容・方法については、十分な検討がされない傾向が見られました。こうした点を改善するため「就学支援」においては、より良い就学のために何が必要かといった具体的な支援内容・方法を、保護者や対象児にかかわってきた関係者を交えて考えるとともに、就学後の支援についても十分に検討していくことが求められます。

そのためには、就学指導委員会を、就学後の支援方策(支援員配置、個別の支援・指導計画の作成等)もあわせて検討する機関へと転換することが必要です。

2 認定就学者制度活用の促進

(1) 認定就学者制度の活用促進のための人員配置

認定就学者制度は「共に学び、共に育つ教育」の実現に向けた、有効な既存システムの一つです。

現在、本県において認定就学者制度の活用が進んでいない理由には、認定就学者制度が十分に理解されていないことや認定を行うことによって、市町村に、施設・設備の整備や人的配備のための負担が生じることが挙げられます。

平成19年度、国によって全市町村へ特別支援教育支援員配置にかかわる地方財政措置が行われたことを踏まえ、今後は、認定就学者制度の活用のための人員配置も可能であることから、この制度の活用が求められます。

また、県においても、こうした市町村における取組に対して、様々な方策を用いて積極的に支援を行っていくことが求められます。

(2) 認定就学推進事例の普及

認定就学者制度の促進を図るためのもう一つの方策として、この制度の活用がさまざまな面で学校教育に良い影響を与えるという実践成果を普及させることが必要です。

障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことに対して「いじめなどの温床になるのではないか」、「従来の教育水準を維持できないのではないか」といった抵抗感や不安感が存在することについては、「意識調査」においても明らかになっています。

こうした不安を払拭するためには、具体的な事例をもって理解を得る以外に有効な手立てはありません。認定就学によって「共に学び、共に育つ教育」が推進されている優れた取組を多くの学校現場や県民に広く紹介していくことが求められます。その際には、特別支援教育の取組がどの子どもにとっても効果的な取組になり得ることを強調していく必要があります。

3 特別支援学校分教室の設置促進

県教育委員会では、平成19年4月に、花巻養護学校の遠野分教室(小学部)を遠野市立遠野小学校内に、一関養護学校(現一関清明支援学校)の千厩分教室(小学部)を一関市立千厩小学校内に、平成20年4月に、みたけ養護学校の二戸分教室(小学部)を二戸市立石切所小学校内にそれぞれ開設しました。

これらの分教室が設置された地域は、知的障がいを対象とする特別支援学校が設置されておらず、地元から遠く離れた学校への就学を余儀なくされていました。この分教室の設置によって、身近な地域の学校の中で専門的な教育を受けるとともに障がいのない児童との日常的な交流が可能となるなど「共に学び、共に育つ教育」実現のための有効な手立てになりました。

今後は、こうした特別支援学校分教室が地域の要望に応じて、増設されることが望まれます。

同時に、現在、設置されている分教室における成果と課題を検証するとともに、今後の望ましい分教室の在り方についての検討を行うことも求められます。

4 特別支援学級、通級指導教室の機能充実

(1) 特別支援学級設置の拡大と機能充実

平成19年度において本県の小・中学校への特別支援学級設置率は約4割程度にとどまっており、4町村では、特別支援学級が設置されていません。このように特別支援学級の設置率が低い理由の一つには、小規模校が多いため特別支援学級の対象となる子どもの一定数を確保しにくいことが挙げられます。

特別支援学級への入級がふさわしいと判断される児童生徒の通う学校に特別支援学級が設置されていないケースでは、該当校の通常の学級に在籍したり、他学区の特別支援学級設置校へ入学したりするケースが多く、ニーズに応じた指導が保障されているか、身近な地域での就学ができているかなどの課題が残ります。今後は、地域や学校におけるニーズや対応の可能性等を考慮し、特別支援学級の設置の推進が期待されます。

また、今後の特別支援学級には、従来の機能が学級に在籍している児童生徒の指導に限られていた点を見直し、校内の特別な支援を要する児童生徒の指導や近隣の学校の教育相談等にも積極的に取組、校

内及び地域の特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されることから、機能及び設備、教材等の充実のための取組が求められます。

(2) LD, ADHD等への対応の拡大

平成18年度から、LD, ADHDが通級による指導の対象となったことにより、本県においても、LD等を対象とした通級指導教室が現在6市(盛岡市, 花巻市, 北上市, 奥州市, 一関市, 久慈市)に6教室開設されています。

しかし、6教室だけでは十分な設置でないことは明らかであり、今後は、LD等の子どもたちの専門的な指導の場の拡充が求められています。

こうした課題への対応策の一つとして、現在設置されている聴覚障がいや言語障がいを対象とした通級指導教室の積極的な活用が考えられます。指導を必要とする児童生徒の障がいの多様化が進んでいることから、一人一人のニーズにあった指導が提供できるよう、柔軟な教室運営を図っていく必要があります。

(3) 特別支援教育担当教員の専門性向上のための取組

特別支援教育を推進するためには、担当教員の専門性の向上が不可欠です。特に、複数の障がい種への対応を可能とするための教員の資質向上に積極的に取り組む必要があります。

また、小・中学校の特別支援教育担当者の専門性向上が十分に図られていないという指摘もあります。この要因としては、研修機会の不足とともに、短期間で担当者が替わるなど、人事上の問題点も指摘されています。今後は、研修機会の充実とともに、人事面においても、特別支援教育への適切な人材の配置や育成という観点からの取組が求められます。

また、特別支援学校の教員についても、複数の障がい種への対応に関わる専門性や、さまざまな相談に適切に対応していくためのカウンセリングやコンサルテーションにかかわる力量が求められることから、計画的な専門性向上の取組が必要です。

同時に、各障がい種毎の専門性を確保し、伝承していく必要があるという課題にも取組が求められることから、これまで以上に、研修及び人事における取組の工夫が重要になります。

5 新たな教育理念に基づく人材育成

(1) 教員採用, 人事における取組の促進

「共に学び, 共に育つ教育」を基本理念に据えた教育は、これまで本県において経験してこなかった新たな取組となります。従来の価値観を超えた人材を育てていくためには、教員採用時点から、すべての教員が障がいのある子どもの教育を担う可能性があることを前提に、校種に縛られない採用を導入することも検討する必要があります。

特に、小, 中, 高等学校と特別支援学校間の人事交流についても、現在取り組まれている規模を大幅に拡大していくことが必要です。

(2) 新たな教育観に基づく教員研修の実施

「共に学び、共に育つ教育」を実現するための最大のポイントは、管理職を含めたすべての教員が、この教育理念を理解し共有できるかどうかにかかっているとと言っても過言ではありません。

従来の各障がい種や指導方法の理解といった、特別支援教育の研修に止まらず、まさに新たな教育観に基づく教員研修が求められています。

今後、初任者研修や教職経験者研修をはじめ、管理職等、職種による研修機会においても、新たな教育観に基づく教員研修を積極的に取り入れていくなど、総合的な研修システムを作り上げていく必要があります。

さらに、特別支援学校の教員と小、中、高等学校の教員が一定期間、双方の学校において授業を中心とした研修を行うなど、新たなタイプの研修を取り入れることも望まれます。

6 社会全体への啓発活動の推進

「共に学び、共に育つ教育」を実現するためには、地域及び社会全体の理解が不可欠です。

特に、意識調査で明らかとなった「共に学び、共に育つ教育」の推進への消極的な意識について、一つ一つその不安を解くために、丁寧な説明を行うとともに、取組の成果を広く普及し、理解を得ていくことが必要です。

また、現在行われている、特別支援学校の分教室を小学校内に設置する事例や市町村教育委員会や学校で、障がいのある子どもの積極的な受け入れを図っている事例では、さまざまな成果が挙がっていますが、こうした貴重な取組も十分に周知されているとは言えません。こうしたことから、現在、取組が行われている実践や今後、取り組まれるさまざまな実践を広く周知し、多くの学校で可能なところからの取組を推進していく必要があります。

あわせて、学校関係者のみならず多くの県民の方々に「共に学び、共に育つ教育」の意義や良さを理解してもらうために、セミナー等の開催、パンフレットの作成配付など、さまざまな啓発活動に福祉、労働等の関係部局や障がい者団体(親の会等)の関係機関と連携しながら積極的に取り組むことが求められます。

幼稚園等

園内体制の構築と幼稚園への支援員の配置の検討が必要です。
個別の指導計画作成促進と指導事例の普及が求められます。
福祉機関等との連携による巡回相談の実施が必要です。

小学校・中学校

市町村による特別支援教育支援員等の配置促進と資質向上が必要です。
個別の指導計画作成支援や研修機会の充実を図ることが必要です。
学校を支える巡回相談を行うシステム等の構築が必要です。

高等学校

特別な支援が必要な生徒を受け入れる教室等の検討が必要です。
特別支援教育支援員等の配置が必要です。
専門職（カウンセラー等）の派遣システムの構築が必要です。
教員の特別支援教育の理解促進と特別支援教育コーディネーターの専門性向上が必要です。

特別支援学校

新たな時代における特別支援学校の在り方の検討が必要です。
地域における特別支援教育センターとしての役割の見直しが必要です。
複数障がい種に対応するための専門性向上研修の充実が必要です。

各校種に共通

すべての教員への特別支援教育の研修の充実が必要です。
意図的・計画的な交流及び共同学習の推進を図ることが必要です。

1 幼稚園等における特別支援教育の推進

(1) 幼稚園における園内体制の構築と支援員の配置の検討

幼稚園においては、特別支援教育にかかわる園内体制（特別支援教育校内委員会の設置、コーディネーターの指名等）の構築が十分に進んでいない状況が見られます。

これは幼児期における障がい等への気づきの難しさや園の規模や人員の問題など、組織的に取り組むことが難しい要因があると思われます。そこで、今後は、既存の体制や取組を生かし、可能な部分から園内体制の構築を図っていくことが求められます。

また、現在、国による地方財政措置によって小・中学校において特別支援教育支援員の配置が進められている一方で、県内公立幼稚園への特別支援教育支援員等の人的配置は、7自治体における26名に限られています。今後は、幼稚園への特別支援教育支援員などの人的配置が望まれます。

また、幼稚園に限らず、教育委員会の管轄外である保育所等においても人員の加配や支援体制の

構築は必要に応じて行われることが望ましいことは言うまでもありません。教育委員会においては、こうした点を踏まえ、関係部局との連携を深め、幼児期における特別支援教育の推進を図ることが望まれます。

(2) 個別の指導計画の作成推進と指導事例の普及

特別な支援が必要な子どもについては、早期からの気づきと指導が重要であることから、幼稚園・保育所における的確な実態把握と一人一人のニーズに応じた個別の指導計画作成が求められます。

そのためには、就学前における特別支援教育に関する指導事例が少ない状況であることから、幼稚園・保育所という特性を生かした具体的な支援方法などの指導事例を広く普及していく取組が求められます。

なお、「公立幼稚園と私立幼稚園」、「幼稚園と保育所」等において、所管する機関が異なるものの、個別の指導計画作成のための教員研修や指導事例の普及については、分け隔てなく取り組むことができる内容であることから、関係機関との連携により推進していくことが求められます。

(3) 福祉機関等との連携による巡回相談の実施

幼児期における特別な支援を必要とする子どもの保護者の中には、育て方や対応に悩みを抱えているケースも見られます。あわせて、教員や幼稚園・保育所も、指導や支援に困っている場合が少なくありません。こうしたケースにおいては、必要に応じて、いつでも相談や支援を受けられるようにするため、巡回相談等のシステムが構築される必要があります。

その際には、入園前からかわりをもっている保健・福祉機関との連携を図りながら支援についての検討を行うなど、必要に応じて関係者との連携が図れるようなネットワークが組織されることが望まれます。

2 小・中学校における特別支援教育の推進

(1) 市町村による特別支援教育支援員等の配置促進と資質向上

平成19年度、国によって、全小・中学校数の7割に相当する人数の支援員配置を可能とする地方財政措置が各市町村に行われました。平成20年度には、全小・中学校数に相当する人数の支援員配置を可能とする規模に拡大されました。

県内では、平成20年5月1日現在、33市町村で227名の支援員が配置されています。前年11月に比べ57名の増員となっていますが、岩手県特別支援学級設置学校長協議会の全県調査(H19)では、支援員が配置されていない学校の内、約300校が配置を希望していることから一層の推進が望まれます。

今後、特別支援教育支援員の配置を進めていくためには、支援員の配置が対象の児童生徒のみならず学級全体、学校全体に良い成果を挙げているという実績を積み重ねていくことが必要であり、支援員の資質向上が極めて重要になります。

県教育委員会には、年間を通しての研修機会の提供、基本的な指導のノウハウ等を掲載したハンドブック等の作成等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

あわせて、現在の特別支援教育支援員の多くの勤務条件が1日6時間前後に限られ、校内での打ち合わせや教材研究等の時間が確保できない状況が見られます。また、1年単位で人が替わり継続的な支援が難しいとの声もあります。今後は、有効な特別支援教育支援員の任用、配置、勤務条件や活用について検討を行っていく必要があります。

(2) 個別の指導計画作成推進と研修機会の充実

県内の小・中学校では、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が、ほぼ全ての学校で完了するなど、校内体制として特別支援教育が進められるようになってきました。

一方、個別の指導計画の作成が3～4割と、まだ十分とは言えない状況であるとともに、取組にかかわる地域間や学校間の格差も指摘されるようになってきました。

今後は、学習指導や生徒指導等との関連を深めながら個別の指導計画の作成を行うなど、日常的な教育活動の一環として、具体的な支援の充実が求められます。同時に、特別支援学校や市町村で行う巡回相談の際に、個別の指導計画作成にかかわる支援を充実していく必要もあると考えます。

あわせて、学校現場での負担感が少なく、効果的な個別の指導計画作成のための研修や作成にかかわる校内でのアドバイザーとなる特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る研修機会の充実を図っていく必要があります。

なお、特別支援教育コーディネーターについては、さまざまな校務分掌を兼ね、特別支援教育にかかわる業務に携わることが難しいという声もあることから、効果的な取組を進めている事例等の収集と啓発などにも取り組む必要があります。

(3) 学校を支える巡回相談システム等の構築

現在、県内の市町村教育委員会では、独自に巡回相談チームを設置したり、特別支援コーディネーターを配置するなどの取組を行い成果を挙げている事例が見られます。こうした、学校を支援するシステムは、本来、どの市町村毎にも構築され、必要な時にいつでも学校への支援が行われることが望ましいと考えられます。現在、県内ではその役割を特別支援学校が担っているケースが多い状況ですが、今後、地域における階層的な支援の役割分担等を検討する中で、実現することが求められます。

3 高等学校における特別支援教育の推進

(1) 特別な支援が必要な生徒を受け入れる教室等の検討

現在、県内の高等学校には約400名の特別な支援を必要とする生徒が在籍していることが明らかになっています。こうした生徒の多くは学習面、生活面での個別的な支援を必要としています。現在の高等学校の体制においては、十分な支援を行うことが極めて困難な状況にあります。

こうした状況を根本的に改善していくためには、特別な支援を必要とする生徒を受け入れるための

「特別支援教室(仮称)」の設置など、新しい時代にふさわしい学校の在り方について検討することが望まれます。

特に、こうした取組は、学力向上や学校不適應、中途退学などの現在の高等学校が抱える問題の改善にも大きな役割を果たすことを踏まえ、積極的な推進を図っていくことが求められます。

(2) 特別支援教育支援員(非常勤職員)等の配置

特別な支援を必要とする生徒への対応においては、個別的な対応が求められるケースが多く、「意識調査」においても、高等学校における特別支援教育支援員等の人的配置に、多くの要望が示されています。

こうした結果を受け、県教育委員会では平成20年度より県立高等学校5校に特別支援教育支援員を配置しました。今後は、その成果と課題を取りまとめ、より一層の充実を図ることが望まれます。

(3) 教育相談等を行うための専門職(カウンセラー等)の派遣システムの構築

高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、障がいの二次的症狀から精神疾患を発症するケースも少なくありません。こうしたケースにおいては、カウンセラーや精神科医師などの専門職の協力を必要とする場合も想定されます。

今後は、学校からの要請によって、必要とされる専門家を随時派遣できるようなシステムが構築されることが望まれます。

(4) 教員の理解促進と特別支援教育コーディネーターの専門性向上のための研修の充実

高等学校においては、教員の特別支援教育に関する理解が十分ではなく、特別支援教育コーディネーターの専門性についても、全体的には十分とは言えない状況です。

こうした課題に対応していくためには、高等学校のすべての教員に特別支援教育にかかわる研修を推進するとともに、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を充実していく必要があります。

この取組を進めていく中で、特別な支援を必要とする生徒について、個別の指導計画の作成を進めていくことが求められます。

4 特別支援学校における特別支援教育の推進

(1) 「共に学び、共に育つ教育」の時代における特別支援学校の在り方

「共に学び、共に育つ教育」を進めることによって、現在の特別支援学校は最終的には必要なくなるという考え方もあります。しかし、現在の教育制度や社会環境の状況からは、特別支援学校には、今後も、障がいのある幼児児童生徒の就学の選択肢としての役割のほか、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮し、積極的に「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けた役割を果たして行くことが求められます。また、地域に就学すべき特別支援学校がないケースや

障がいの方が多く他地域への特別支援学校への就学を余儀なくされるケースなど児童生徒への教育を保障する上での寄宿舎も県土の広い本県では学校機能の一部としての役割を果たしています。こうした寄宿舎の役割を踏まえ、今後の新たな時代における役割、機能について検討し、充実に努めることも必要です。

こうした観点から、県教育委員会には、平成19年度から着手している特別支援学校の再編整備計画を着実に実行するとともに、先の整備計画で「平成23年度以降の喫緊の課題」とされた事項の改善を含めた、次期再編整備計画の策定が望まれます。同時に、今後策定される県立高等学校再編整備計画との関連を図りながら、一層の教育環境の整備を進めることが求められます。

(2) 地域における役割の見直し

本県において、特別支援学校の地域におけるセンター的機能は、小・中学校等の特別支援教育充実のため大きな役割を果たしてきましたが、学校や相談担当者の負担も増しており、今後の対応の在り方を見直す時期にきていると考えられます。

これまでのような相談の求めに直接的に対応する支援の在り方から、今後は、地域で階層的な支援のシステムを構築し、組織としての対応を行っていくことが重要です。

例えば、初期の相談支援には、特別支援学級や通級指導担当者があたり、さらに必要な場合に特別支援学校がスーパーバイザーとしての役割を果たしていくことなどが考えられます。また、福祉等の関係機関との調整役としての支援も有効と考えられます。

このためには、市町村教育委員会や地域内の相談機関や関係者とのネットワークを築くことも必要となることから、これまで各校が各地域で築いてきたネットワークを小、中、高等学校においても活用できるよう充実に努めていくことが望まれます。

(3) 複数の障がい種に対応するための専門性向上研修の充実

特別支援学校における複数障がいへの対応が始まることから、すべての特別支援学校の教員が複数障がいへの対応が可能となるよう専門性の向上が求められます。同時に、視覚障がい、聴覚障がいなどの各障がい種の専門性や重度・重複障がいへの対応などの専門性を維持継承していくための取組も求められます。

県教育委員会では、これらの専門性向上にかかわる研修の充実に計画的に実施していくことが求められます。また、各障がい種の専門性の高い教員配置の工夫によって、校内においても専門性向上が図られるような取組を進める必要があります。

5 各校種に共通する取組

(1) すべての教員への特別支援教育にかかわる研修の充実

どの学校においても、特別支援教育に専門的にかかわる担当者の専門性向上だけでなく、管理職を含むすべての教員について特別支援教育の理解を深めるための研修等の機会の充実が必要です。

その際には、既存の各校種、各教職経験年数、各職種による研修内容の見直しを図り、より有効な研修としていくことが求められます。また、各校種においてどのような取組が行われているのか互いに共通理解するためにも、校種を超えた研修機会の設定等も充実することが望まれます。

(2) 意図的・計画的な交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は「共に学び、共に育つ教育」を行う上で、これまで以上に重要な取組となります。

本県の場合、地域事情によって、障がいのある子どもたち又は障がいのある方々との交流を行う機会が設定しにくいなどの理由から、すべての学校において、交流及び共同学習が行われているとは言えない状況にあります。

今後においては、各学校の卒業までの教育課程の中で、意図的・計画的に交流及び共同学習の機会を設定していくことが求められます。県教育委員会においては、こうした機会の提供に努めるとともに、その意義や成果の普及に努めることが期待されます。

なお、他の自治体で行われている特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校にも籍をもつ、いわゆる副籍制度⁸を求める声も関係者からあります。本県においては、こうした取組が本県が目指す「共に学び、共に育つ教育」を推進する上で、有効なのかどうかの検討を行っていくことも求められます。

⁸副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、交流や共同学習を通じて居住する地域とのかかわりを促進させる制度。特別支援学校と小・中学校に二重の学籍をもつことはできないことから、特別支援学校に正規の学籍を持ち、小・中学校の学籍は、実施する自治体の定める「副籍」、「支援籍」等の名称で呼ばれることが多い。

第5章 関係機関が連携した継続的支援体制の確立に向けた具体的な提言

各校種が連携した支援体制の構築が必要です。

地域毎の関係者による支援会議が行えるシステムの構築が必要です。

地域のボランティア養成と活用促進が求められます。

職業教育の充実と就労支援に関わるネットワークの充実が必要です。

特別支援学校卒業生の雇用に向けた理解と啓発のための取組の充実が必要です。

公的機関における障がいのある生徒の職場実習の拡大が必要です。

1 各校種が連携した支援体制の構築

特別な支援を必要とする子どもが就学、進学する際には、対象の子どもの実態とともに、それまでの学校で行われてきた支援内容、支援方法等が確実に引き継がれるシステムが構築される必要があります。その際には、「個人情報の保護」、「引き継がれる内容、方法の明確化」等の観点から、情報の取り扱いには十分な配慮が必要となります。

県教育委員会及び各学校においては、幼児期に福祉関係機関が作成している個別の支援計画との連携を図りながら、県内各地域において、各学校間の連携にもとづく支援が充実されるようネットワークを構築する必要があります。

また、個別の教育支援計画の様式や検討するためのシステムの在り方など、先進地の取組を研究し、情報発信する取組なども求められます。

2 福祉、医療、労働関係機関との連携強化

(1) 地域における支援体制

ア 地域の関係機関による支援会議等の開催

特別な支援を必要とする子どもへの対応で苦慮する学校及び支援対象となる本人及び保護者を支えるために、必要に応じて地域の各機関の関係者が集まり支援会議を開催できるシステムの構築が求められます。

現在、県及び市町村では、障害者自立支援法により、障がいのある方々や家族を支援するために福祉、医療、労働機関等との連絡調整や支援の体制に関する協議を行うための自立支援協議会が設立され始めています。

こうしたシステムを有効に活用するなど、教育だけでは対応ができない部分を他機関との連携によって解決を図っていくことが望まれます。

その際、教育行政が他の分野との連携が一層必要であるとの指摘を踏まえ、教育委員会内のみならず関係部局との連携を含めた横断的な行政の推進及び特別支援教育推進体制の強化が求められます。

イ 地域のボランティア等の育成と活用

県教育委員会においては、県内特別支援学校3校において特別支援教育ボランティアの養成に取り組んでいます。特別支援教育にかかわっての人材が十分ではない状況であることを考えた際、今後、一層のボランティアの養成と活用が求められます。

また、こうした取組が推進されることは、地域社会においても障がいのある方々や特別支援教育への理解を得る貴重な機会となり得ることからも、一層の推進を図る必要があります。

(2) 就労支援の強化

ア 関係機関との連携による職業教育の充実

特別支援学校においては、これまでも就労を目指し作業学習や職場実習などの取組が積極的に行われてきました。また、関係機関とのネットワークの構築も図られています。

今後は、これまでの取組を基盤とするとともに、就業先のニーズや外部の専門家(障害者就労アドバイザー等)からのアドバイス等を基にした、一人一人の能力・ニーズに応じた作業学習等における作業種の研究や職業教育の強化を図る必要があります。

また、就労の取組を高等部段階だけの取組にせず、小学部段階からの継続的な指導ができるよう、キャリア教育⁹の視点からの取組も充実させることが求められます。

イ 就労支援に関わるネットワークの充実

(ア) 特別支援学校によるネットワークの活用

特別支援学校では、各校進路担当者による進路担当者会議や圏域ネットワーク会議を開催し、就労に向けて労働・福祉等の関係機関と情報交換等を行ってきました。

このネットワークは、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就業を考えていく際にも活用できることから、必要に応じて高等学校担当者も交えて運営するなどの工夫も求められます。

特に、発達障がいのある高校生の就業については、できるだけ早期にこのネットワークとの連携を図り、必要に応じて専門機関へ橋渡しを行うなど、県内高等学校へ広く周知し活用を図ることが望まれます。

⁹キャリア教育

学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るために、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(イ) 地域におけるネットワークの活用

各障がい保健福祉圏域には、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るためにさまざまな機関があり、これらの機関を機能的に結び付けるための「障害者就労支援ネットワーク」の設置が進められています。

こうした各地域のネットワークを必要に応じて各学校が活用し、在学中はもちろんのこと卒業後のアフターケアを含め、「障害者就業(・生活)支援センター」¹⁰や「障害者職業センター」¹¹等の関係部局・関係機関と連携した日常的な支援を充実することが必要です。

(3) 就労の場の拡大

ア 企業や事業主に対する特別支援学校卒業者の雇用への理解と啓発のための取組の充実

特別支援学校高等部を卒業する生徒が就職するためには、雇用する企業や事業主の理解を欠かすことはできません。

そのためには、さまざまな機会を通じて、障がいのある生徒の特性や可能性を周知するとともに、就労体験等の機会を増やしていくことが重要であり、こうした取組は、県教育委員会のみならず、福祉、労働等の関係機関との連携のもとに進めていくことが大切です。

こうしたことから、関係部局・関係機関と連携のもと、企業や事業主を対象としたセミナーの開催、就労体験受入企業の開拓、企業・事業主と特別支援学校との接点の拡大などに取り組む必要があります。

イ 公的機関における障がいのある生徒の職場実習の拡大

公的機関における障がいのある生徒の職場実習は、実習する生徒の職能開発に有効であるばかりでなく、受け入れ先の機関にとっても障がいのある方々の採用の可能性を探る上で意義ある取組とすることができます。

特に、公的機関等において、職場実習の受け入れや採用を行うことは、これからの共生社会を作り上げていく上で、大きな影響をもつと考えられることから、積極的な取組が求められます。そして、法定雇用率が充足できていない公的機関等においては、雇用の開発に努めるなどの取組が求められます。

¹⁰ 障害者就業(・生活)支援センター

障がい者の職業生活の支援を行うために労働、福祉、教育等の関係機関と連携し一体的な支援を行う機関。県内には、現在、7カ所に設置されている。

¹¹ 障害者職業センター

障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施する機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家等が配置され、障がいのある方々や雇用主に対して支援を行う機関。県内には、現在、1カ所に設置されている。

おわりに

本報告書をもって、当協議会に与えられた任務は終了をします。しかし、現在の特別支援教育を含む教育や社会全体の動向はめまぐるしいものがあり、特別支援教育の在り方の検討は、これからも不断の取組として継続することが求められます。県教育委員会においては、今後も学校教育現場及び保護者、関係者の声に耳を傾け、より良い特別支援教育を作り上げていくことを期待するものです。

本報告書が、今後の特別支援教育推進の契機となることを念願します。

岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会

資料編

資料1 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」意識調査結果

1 調査目的

本報告書策定にあたって、各校種の学校現場及び保護者の方々からの意識調査を行い、課題やニーズを明らかにし、解決に向けた方策を報告書に盛り込むことを目的に実施。

2 調査対象

(1) 対象校

以下の計468校を対象に調査を実施し、458校より回収（回収率98%）

校種	調査校数	回収率	備考
幼稚園	公立65校	100%	全校対象
	私立87校	88.5%	
小学校	公立140校	100%	無作為抽出による選定
中学校	公立70校	100%	無作為抽出による選定
高等学校	県立78校	100%	全校対象（定時制等含む）
特別支援学校	県立17校	100%	全校対象

(2) 対象者

以下の計1,668名を対象に調査を実施し、1,619名より回収（回収率97%）

	管理職	学級担任等	特別支援学級担当者	特別支援学校担任：各学部1	保護者	計
公立幼稚園	65	65	-	-	65	195
私立幼稚園	87	87	-	-	87	261
小学校	140	140	70	-	210	560
中学校	70	70	35	-	105	280
県立高等学校	89	89	-	-	89	267
県立特別支援学校	15	-	-	45	45	105
合計	466	451	105	45	601	1,668

3 調査期間

平成19年10月15日～11月15日

4 調査内容

以下の内容について調査。

項目	調査内容
調査項目 1	「共に学び，共に育つ教育」の推進の是非について以下から選択 A 大いに推進すべきである B どちらかと言えば推進すべきである C どちらかと言えば推進すべきではない D 推進すべきでない E わからない
調査項目 2	調査項目 1 で回答した理由について，以下から選択 「1 大いに当てはまる」「2 やや当てはまる」「3 あまり当てはまらない」 「4 当てはまらない」 調査項目 1 で「A」「B」を選択した際の理由 A 社会全体の理念であることから B 互いの思いやりの心が育つから C 全ての子どものニーズに応じた教育を行う契機となりうるから D 遠距離の学校へ通うことが無くなり，子どもの負担軽減となるから 調査項目 1 で「C」「D」を選択した際の理由 A 十分な教育内容が保障されないから B いじめなどの諸問題が懸念されるから C 学校及び社会全体の理解が得られていないから D 設備面などの対応が整っていないから
調査項目 3	今後の特別支援教育の推進について，以下の項目について，「1 大変重要である」「2 重要である」「3 あまり重要でない」「4 重要でない」の4段階で選択 A 教職員，支援員等の増員及び配置 B 特別支援教育を担当する教職員の配置と専門性向上のための研修機会 C すべての教員を対象とした特別支援教育にかかわる研修機会の設定 D 特別支援学校分教室，特別支援学級，通級指導教室などの子ども一人一人のニーズに応じた教育の場の拡大 E 子ども一人一人のニーズに応じた効果的な指導方法等の研究や開発 F 校舎や教室等の整備面や教材等の充実 G 社会全体及び保護者への特別支援教育にかかわる理解啓発の促進 H 障がいのある子どもとない子どもの交流する機会の拡充 I 学校・園内における特別支援教育にかかわる支援体制の充実 J 特別支援教育にかかわる学校・園への適切なサポートを可能とする関係機関との連携強化
調査項目 4	今後の特別支援教育の推進についての要望等を自由記述

5 調査結果

(1) 「共に学び，共に育つ教育」の推進の是非について

n=1,619

項目	全体	公幼稚園	私幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
大いに推進すべきである	47.7%	45.6%	62.2%	48.8%	43.5%	36.8%	50.5%
どちらかと言えば推進すべきである	43.9%	48.7%	33.5%	44.1%	43.1%	52.2%	39.3%
どちらかと言えば推進すべきではない	5.4%	3.6%	1.3%	4.1%	9.4%	7.1%	9.3%
推進すべきでない	0.9%	0%	0.9%	0.7%	0.7%	2.0%	0.9%
わからない	2.2%	2.1%	2.1%	2.2%	3.3%	2.0%	0%

(2) 「共に学び，共に育つ教育」を「推進すべき」，「推進すべきでない」とする理由

【「推進すべき」とする理由】

各選択肢で「1 大いに当てはまる」「2 やや当てはまる」を選んだもの

項 目	「推進すべき」の回答者から選択された割合
A 社会全体の理念であることから	26.0%
B 互いの思いやりの心が育つから	27.7%
C 全ての子どものニーズに応じた教育を行う契機となりうるから	24.3%
D 遠距離の学校へ通う通うことが無くなり，子どもの負担軽減となるから	21.9%

【「推進すべきでない」とする理由】

各選択肢で「1 大いに当てはまる」「2 やや当てはまる」を選んだもの

項 目	「推進すべきでない」の回答者から選択された割合
A 十分な教育内容が保障されないから	33.2%
B いじめなどの諸問題が懸念されるから	17.5%
C 学校及び社会全体の理解が得られていないから	21.0%
D 設備面などの対応が整っていないから	28.3%

(3) 今後の特別支援教育の推進について

無記入等があり計が100にならない場合がある。n=1,619

項 目	大変重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
教職員，支援員等の増員及び配置	81.9%	15.3%	1.5%	0.4%
特別支援教育の担当教職員の配置と専門性向上の研修	64.3%	32.8%	1.9%	0.2%
すべての教員を対象とした研修機会の設定	44.6%	48.2%	6.1%	0.3%
特別支援学校分教室，特別支援学級等の教育の場の拡大	46.4%	43.0%	8.9%	0.6%
効果的な指導方法等の研究や開発	46.9%	47.4%	4.4%	0.3%
校舎や教室等の整備面や教材等の充実	47.9%	42.2%	8.3%	0.7%
社会全体及び保護者への理解啓発の促進	56.5%	39.7%	2.4%	0.2%
障がいのある子ども交流する機会の拡充	39.8%	53.9%	4.9%	0.2%
学校・園内における特別支援教育支援体制の充実	60.3%	36.8%	1.5%	0.2%
適切なサポートを可能とする関係機関との連携強化	63.6%	33.4%	1.5%	0.2%

資料2 幼稚園・高等学校における特別な支援を必要とする

幼児・生徒に関わる実態調査結果

1 調査目的

本報告書策定にあたって、本県における幼稚園及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・生徒の実態を明らかにし、今後の本県幼稚園・高等学校における特別支援教育の在り方を総合的に検討する一助とする。

2 調査対象

全県立高等学校78校及び全私立幼稚園87校

なお、公立幼稚園66校については、総合教育センターが本調査紙により実施。以下の公立幼稚園に関するデータは、それによる。

3 回収数及び回収率

県立高等学校78校(回収率100%)、私立幼稚園76校(回収率87%)、公立幼稚園66校(回収率100%)

4 調査基準日

- ・県立高等学校及び私立幼稚園：平成19年10月1日現在
- ・公立幼稚園：平成19年6月1日現在

5 調査内容

医療機関等にて何らかの障がいの診断を受けている幼児・生徒及び校内にて特別な支援が必要と判断している幼児・生徒の数

6 調査結果

(1) 高等学校

特別な支援を必要とする生徒数	種別		具体的内容 n=78校, 33,905名						
	395名 (1.2%)	医師等診断	143名	LD	6	知的障がい	6	言語障がい	0
ADHD				19	ダウン症候群	1	肢体不自由	5	
高機能自閉				14	聴覚障がい	11	その他	75	
自閉症				1	視覚障がい	5			
学校判断		252名	A：「学習面」で支援が必要						70
			B：「不注意・多動等」により生活・行動面で支援が必要						44
			C：「対人関係やこだわり等」により生活・行動面で支援が必要						82
			D：上記A～Cが重複して、支援が必要						36
			E：上記A～C以外に、支援が必要						20

(2) 私立幼稚園

特別な支援を必要とする児数	種別計		年齢別	具体的内容 n=76園・10,427名													
				障がい種別			小計	3歳	4歳	5歳	障がい種別			小計	3歳	4歳	5歳
				障がい種別	小計	3歳	4歳	5歳	障がい種別	小計	3歳	4歳	5歳				
265名 (2.5%)	医師等診断	74名	3歳児	LD	0	0	0	0	聴覚障がい	1	0	0	1				
			9	ADHD	3	1	0	2	視覚障がい	1	0	0	1				
			4歳児	高機能自閉	7	1	3	3	言語障がい	5	2	0	3				
			26	自閉症	20	1	9	10	肢体不自由	5	0	2	3				
			5歳児	知的障がい	12	0	6	6	その他	13	3	3	7				
			39	ダウン症候群	7	1	3	3									
	園判断	191名	3歳児						54								
4歳児						56											
5歳児						81											

(3) 国公立幼稚園

特別な支援を必要とする児数	種別計		年齢別	具体的内容 n=66園・3,206名													
				障がい種別			小計	3歳	4歳	5歳	障がい種別			小計	3歳	4歳	5歳
				障がい種別	小計	3歳	4歳	5歳	障がい種別	小計	3歳	4歳	5歳				
140名 (4.4%)	医師等診断	58名	3歳児	LD	0	0	0	0	聴覚障がい	2	0	1	1				
			12	ADHD	7	2	3	2	視覚障がい	3	0	1	2				
			4歳児	高機能自閉	3	1	0	2	言語障がい	5	1	3	1				
			17	自閉症	13	1	2	10	肢体不自由	2	1	1	0				
			5歳児	知的障がい	10	2	3	5	その他	12	3	3	6				
			29	ダウン症候群	1	1	0	0									
	園判断	82名	3歳児						8								
4歳児						15											
5歳児						59											

資料3 保育所に在籍する障がいのある幼児数(平成18年度)

内容	実施保育所数	幼児数
重度障がい児保育の実施状況	102	151
軽度障がい児保育の実施状況	81	149
計	183	300

資料4 「岩手県特別支援教育推進プラン」の内容

1 作成の経緯

県教育委員会では、将来における本県特別支援教育の在り方を検討するために、岩手県特別支援教育推進プラン策定委員会を設置し、平成15年3月「岩手県におけるこれからの特別支援教育の在り方」(最終報告)を公表しました。

この最終報告に基づき、具体的に推進するための向こう3カ年にわたる目標、内容、方法等を盛り込んだ「岩手県特別支援教育推進プラン」を平成15年12月に策定し、平成17年度まで事業として取り組まれました。

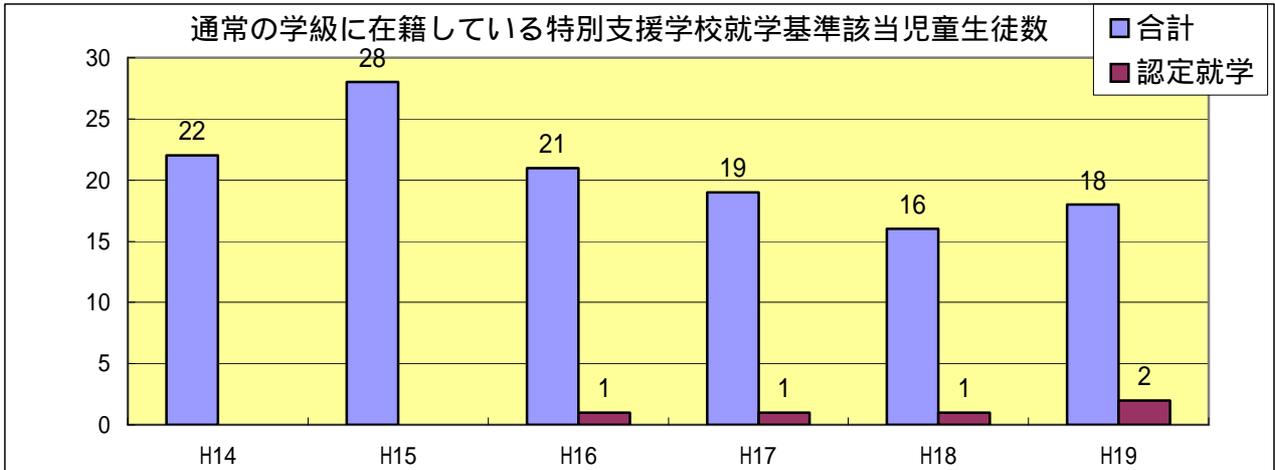
2 具体的な内容

特別支援学校の再編整備のための基本的な考えの取りまとめ
病弱養護学校における高等部設置と学級増設
センター的機能充実による小、中学校等への教育相談等支援の実施
医療的ケアの実施、訪問教育の充実、スクールバスの効果的運用
モデル地域における巡回相談チームの設置と相談の実施
全小、中学校特別支援教育コーディネーターへの研修実施と指導資料作成
通級指導教室による巡回指導の調査研究の実施
昭和54年以前に就学猶予・免除を受けた方への教育の場の用意
特別支援学校におけるすべての教科・領域を含めた個別の指導計画の作成
高等部がある知的障がい養護学校に就職支援相談員を配置
全特別支援学校において学校評価(自己評価・外部評価)を実施し、その結果を公表
小・中・高等学校の管理職研修の実施と教職経験者研修での特別支援教育に関する研修内容の実施
等

資料5 通常の学級等に在籍する特別支援学校就学基準該当児童生徒数（岩手県）

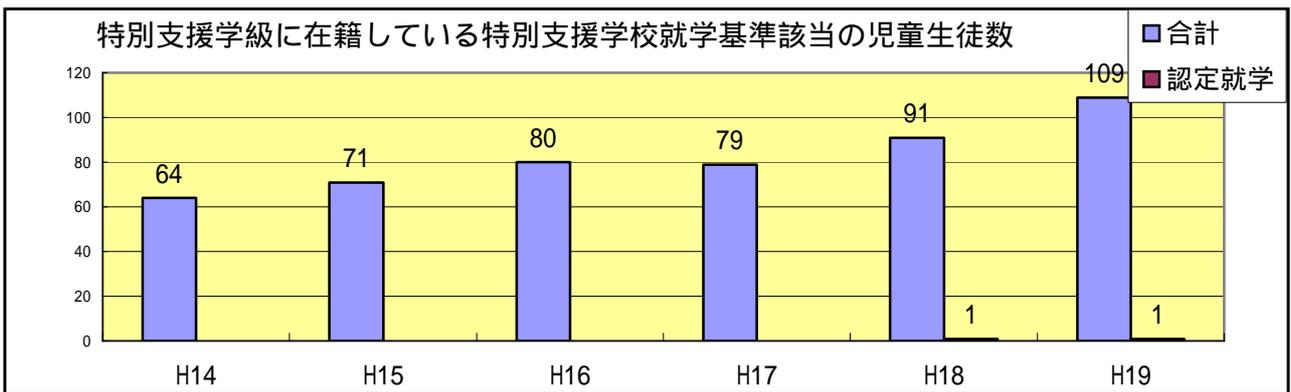
1 通常の学級等に在籍する特別支援学校就学基準該当児童生徒

・平成19年度：18名在籍中認定就学者2名



2 特別支援学級等に在籍する特別支援学校就学基準該当児童生徒

・平成19年度：109名在籍中認定就学者1名



資料6 平成19年度特別支援教育体制整備状況（岩手県）

- ・ 文部科学省が行った標記調査の抜粋であること。
- ・ 調査基準日は平成19年9月1日

調査項目		幼稚園	前年比	小学校	前年比	中学校	前年比	高等学校	前年比
校内委員会	校内委員会，又は同等の機能をもった委員会を設置している学校の数	29.2%	6.8	99.8%	0.2	99.0%	-0.5	70.9%	12.7
LD，ADHD，高機能自閉症等の実態把握	学校内において，LD，ADHD，高機能自閉症等についての実態把握を行った学校の数	69.2%	42.4	86.2%	1.4	69.2%	-7.5	43.0%	10.1
特別支援教育コーディネーター	校内で特別支援教育全体をコーディネートする立場の者（特別支援教育コーディネーター）を学校の校務として位置づけている学校の数	36.9%	10.1	99.8%	-0.2	100.0%	0.0	86.1%	8.9
個別の指導計画の作成	LD，ADHD，高機能自閉症等の児童生徒の個別の指導計画を作成している学校の数	21.5%	-8.3	42.5%	14.4	32.3%	15.6	5.1%	2.5
個別の教育支援計画の作成	LD，ADHD，高機能自閉症等の児童生徒の個別の教育支援計画を作成している学校の数	10.8%	-7.1	18.1%	8.6	19.0%	8.9	6.3%	1.3
巡回相談	指導上の助言，相談が受けられるよう専門的知識を持った教員，指導主事等の巡回相談（実施者を問わず）を必要に応じて活用している学校の数	80.0%	12.8	71.4%	7.1	54.9%	-3.7	25.3%	7.6
専門家チーム	必要に応じて専門家チームを活用している学校の数	50.8%	3.0	40.4%	7.7	37.4%	6.6	15.2%	-6.3

資料7 小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒

1 調査期間

平成18年12月1日(金)～平成19年1月31日(水)

2 調査対象

(1) 対象学校

- ・県内小学校100校, 中学校45校, 計145校。(県内学校数の約2割に該当)
- ・調査対象校は, 地域, 学校規模等に偏りが生じることがないように, 無作為抽出により選定。

(2) 対象児童生徒

- ・通常の学級に在籍している児童生徒。(市町村就学指導委員会により「特別支援学級」「特別支援学校」の対象と判断された児童生徒を除く)
- ・小学校23,503名, 中学校11,945名, 計35,448名。(県内児童生徒数の約3割に該当)

3 調査方法

平成14年2月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」による調査方法を準用

4 調査結果

「学習面」か「行動面」で特別な支援を必要とする児童生徒の割合

4.5%(小4.8%, 中4.0%)

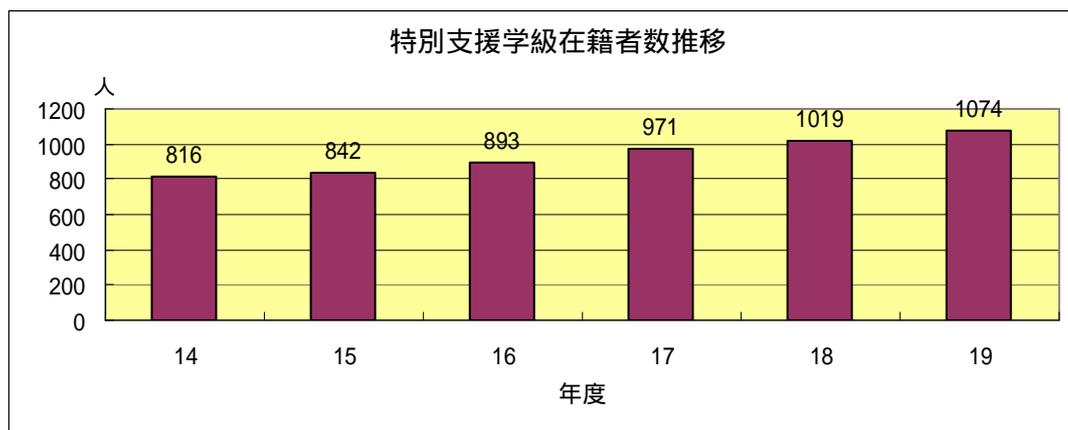
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「学習面」で特別な支援が必要 3.2%(小3.4%, 中2.8%)・「行動面」で特別な支援が必要 3.0%(小3.2%, 中2.8%)・「学習面」, 「行動面」ともに特別な支援が必要 1.7%(小1.8%, 中1.5%) |
|---|

「『学習面』で特別な支援が必要」とは, 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つか複数で著しい困難を示す場合に該当。

「『行動面』で特別な支援が必要」とは, 「不注意」や「多動性, 衝動性」または「対人関係やこだわり等」の一つか複数で著しい困難を示す場合に該当。

(資料8～11は、岩手県のデータであること)

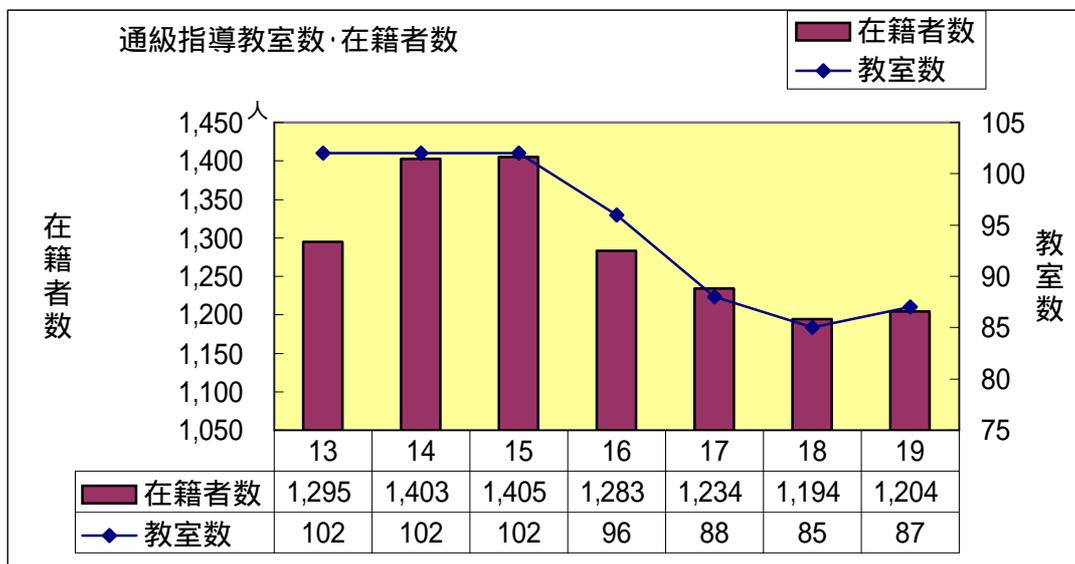
資料8 小・中学校特別支援学級在籍者数推移 (H14～19)



資料9 小・中学校特別支援学級1人学級割合 (H19)

校種	全学級数	1人学級数・割合	合計	
小学校	244	61 25%	106	28%
中学校	142	45 32%		

資料10 通級指導教室設置状況



平成19年度47都道府県1自治体当たりの通級指導教室設置数：69教室

資料11 特別支援学校高等部(専攻科除く)卒業生就職数(H19.3月卒業生)

高等部本科卒業生175人中、36人が就職(就職率：20.6%)

H18.3月卒業生 就職率：14.7%

就職希望者50人のうち、36人が就職(希望者における就職率：72.0%)

参考 - 用語解説 -

インクルーシブ教育

障がいのある子どもを可能な限り障がいのない子どもと共に教育をすることを指向する教育。一般的に「包括的教育」と訳される。

発達障がい

脳の機能的な要因によって、発達の遅れやさまざまな機能獲得の困難さが生じる心身の障がい。文部科学省では、平成19年4月より、LD、ADHD等の総称としての「軽度発達障害」の呼称を改め、「発達障害」を使用している。

特別支援教育校内委員会

発達障がいを含む、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援内容、支援方法等を検討するための校内組織。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育校内委員会の運営の他、校内外における特別支援教育にかかわる業務(対象の幼児児童生徒の情報収集、理解の促進、校内研修の開催、関係機関との連携、相談等)の連絡調整を行う役職。

通級指導教室

小・中学校内に設置され、比較的、軽度の障がいの児童生徒を対象に、通常の学級に在籍しながら、月3時間～週8時間の中で、障がいの改善等のための指導を受ける教育形態。

特別支援教育支援員

障がいのある幼児児童生徒への個別的な支援を行うための人員。市町村の非常勤職員等として採用され、1日4～6時間程度の勤務を行うケースが多い。

【参考】

平成19年度岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会委員

氏名	所属	職名
新沼 敏哉	盛岡市立桜城小学校	校長
佐々木 壮一	盛岡市立下橋中学校	校長
菅野 初	県立盛岡南高等学校	校長
小坂 隆	県立盲学校	校長
菊池 留美子	盛岡市立米内幼稚園	園長
佐々木 義孝	県教育委員会学校教育室	室長
吉田 孝次	県立総合教育センター	特別支援教育室長
加藤 義男	岩手大学教育学部	教授
伊藤 りつ子	LD児・者を守る会	会長
熊本 葉一	日本自閉症協会岩手県支部	会長
山家 均	県立南光病院	院長
前多 治雄	県立中央病院	救急医療部次長
近江 雅喜	社会福祉法人愛育会チャレンジまちかど相談室	相談支援専門員
藤島 京子	盛岡市保健センター	保健師長
菅原 博	県福祉総合相談センター	児童女性部長
菊池 敏夫	県知的障害者福祉協会	会長
嶋田 泉司	県発達障害者支援センター	所長
小林 繁春	県保健福祉部障害保健福祉課	総括課長
小池 眞一郎	岩手障害者職業センター	所長
伊藤 昇太郎	県商工労働観光部労政能力開発課	総括課長

(会長 副会長)

「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会委員名簿

(H19年度設置)

氏名	所属	職名
小坂 隆	県立盲学校	校長
	発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会委員兼務	
伊藤 りつ子	岩手LD児・者を守る会	会長
	発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会委員兼務	
鎌田 文聰	岩手大学教育学部	教授
石川 悟司	盛岡大学	-
大林 朋子	盛岡市立厨川中学校	教諭
高井 縁	県立杜陵高等学校	教諭
藤澤 勝利	県立みたけ養護学校	教諭
前澤 美津江	県特別支援学校PTA連合会 (県立盛岡高等養護学校保護者)	会長
大向 幸男	県保健福祉部障害保健福祉課	主査

(委員長 副委員長)

平成20年度岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会委員

氏名	所属	職名
阿部 修志	盛岡市立仁王小学校	校長
篠田 宜道	盛岡市立厨川中学校	校長
菅野 初	県立盛岡南高等学校	校長
小坂 隆	県立盲学校	校長
菊池 留美子	盛岡市立米内幼稚園	校長
佐々木 修一	県教育委員会学校教育室	室長
吉田 孝次	県立総合教育センター	主任研修主事
加藤 義男	岩手大学教育学部	教授
斉藤 登志子	LD児・者を守る会	会長
熊本 葉一	日本自閉症協会 岩手県支部	会長
山家 均	県立南光病院	院長
前多 治雄	県立中央病院	救急医療部次長
近江 雅喜	社会福祉法人愛育会 チャレンジまちかど相談室	相談支援 専門員
石幡 裕子	盛岡市保健所	健康推進課副主幹
朽木 正彦	県福祉総合相談センター	児童女性部長
菊池 敏夫	県知的障害者福祉協会	会長
嶋田 泉司	県発達障害者支援センター	所長
菅原 博	県保健福祉部障害保健福祉課	総括課長
鈴木 洋一	岩手障害者職業センター	所長
小山 雄士	県商工労働観光部労政能力開発課	総括課長

(会長 副会長)

最終報告とりまとめまでの経過

年 月 日	経 過
平成19年 7月18日	第5回発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」の策定について 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会編成について <p>「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」は、平成18年に発足し、平成18年度末までに4回の会議を開催</p>
7月25日	「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会委員委嘱
8月21日	第1回「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> 本県における特別支援教育にかかわる現状と課題について
9月27日	第2回「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」骨子の検討 実態調査、意識調査について
10月13日	第6回発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」骨子案について 実態調査、意識調査について
10月15日～ 11月31日	「岩手県における今後の特別支援教育の在り方意識調査」及び「特別な支援を必要とする幼児・生徒に関わる実態調査」実施
12月21日	第3回「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」骨子の文章化について 実態調査、意識調査結果について
12月28日～ 平成20年1月16日	「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」中間報告素案について、郵送による意見聴取(発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会委員及び「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会委員)
1月31日	第4回「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」検討小委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」中間報告案について
2月15日	第7回発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」中間報告案について
2月29日	加藤会長による「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」中間報告最終取りまとめ

年 月 日	経 過																					
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」中間報告公表 ・意見募集及び説明会について県HP上公開及び学校、関係機関へ案内文書送付 																					
5月・6月	<p>中間報告説明会開催(7地区)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡地区</td> <td>平成20年6月24日(火) 13:30～15:30</td> <td>盛岡地区合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>花巻・北上地区</td> <td>平成20年5月27日(火) 10:00～12:00</td> <td>まなび学園</td> </tr> <tr> <td>奥州・一関地区</td> <td>平成20年5月28日(水) 13:30～15:30</td> <td>奥州市役所江刺総合支所</td> </tr> <tr> <td>大船渡・釜石地区</td> <td>平成20年5月21日(水) 13:30～15:30</td> <td>大船渡地区合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>宮古地区</td> <td>平成20年5月23日(金) 13:30～15:30</td> <td>宮古地区合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>久慈地区</td> <td>平成20年5月 7日(水) 13:30～15:30</td> <td>久慈地区合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>二戸地区</td> <td>平成20年5月19日(月) 13:30～15:30</td> <td>二戸地区合同庁舎</td> </tr> </tbody> </table>	盛岡地区	平成20年6月24日(火) 13:30～15:30	盛岡地区合同庁舎	花巻・北上地区	平成20年5月27日(火) 10:00～12:00	まなび学園	奥州・一関地区	平成20年5月28日(水) 13:30～15:30	奥州市役所江刺総合支所	大船渡・釜石地区	平成20年5月21日(水) 13:30～15:30	大船渡地区合同庁舎	宮古地区	平成20年5月23日(金) 13:30～15:30	宮古地区合同庁舎	久慈地区	平成20年5月 7日(水) 13:30～15:30	久慈地区合同庁舎	二戸地区	平成20年5月19日(月) 13:30～15:30	二戸地区合同庁舎
盛岡地区	平成20年6月24日(火) 13:30～15:30	盛岡地区合同庁舎																				
花巻・北上地区	平成20年5月27日(火) 10:00～12:00	まなび学園																				
奥州・一関地区	平成20年5月28日(水) 13:30～15:30	奥州市役所江刺総合支所																				
大船渡・釜石地区	平成20年5月21日(水) 13:30～15:30	大船渡地区合同庁舎																				
宮古地区	平成20年5月23日(金) 13:30～15:30	宮古地区合同庁舎																				
久慈地区	平成20年5月 7日(水) 13:30～15:30	久慈地区合同庁舎																				
二戸地区	平成20年5月19日(月) 13:30～15:30	二戸地区合同庁舎																				
6月27日	中間報告意見募集締め切り																					
7月14日	<p>第8回(平成20年度第1回)発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」最終報告案について 																					
8月19日～ 9月1日	「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」最終報告案について、郵送等による意見聴取(発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会委員)																					
10月14日	加藤会長による「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」最終報告取りまとめ及び県教育長へ提出																					